

また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図る。

さらに、近年の社会の急激な変化に伴い、住民の地域社会への帰属意識の希薄化、近隣住民同士の交流不足等による地域教育力の低下が指摘されていることから、地域住民がボランティア活動や家族参加の体験活動、地域の様々な課題等を解決する学習や活動などの取組を通じて、住民同士が「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりを推進する事業を引き続き実施する。

(ウ) 学習成果の適切な評価の促進

各個人の知識や技能などの学習成果を地域社会や職場などで積極的にいかし、学習の励みとしたり、社会全体の教育力を向上させたりするため、学習成果の適切な評価が求められている。民間事業者等が提供する多様な教育サービスについて、その内容の質の保証の在り方や学習成果の評価の在り方等について検討するための調査研究を実施する。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、専修学校専門課程（専門学校）卒業者等に対して学士の学位授与を行う。

イ 学校における多様な学習機会の確保

(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

改訂学習指導要領の下、引き続き、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校において、ボランティアなど社会奉仕体験活動や、高齢者との交

流活動等を含む体験活動の充実を図る。

さらに、他校のモデルとなる様々な体験活動を推進する「豊かな体験活動推進事業」において、小・中学校等を指定し、世代間交流など命の大切さを学ばせる体験活動を行う「児童生徒の輝く心育成事業～ふれあい応援プロジェクト～」を実施するとともに、「高校生の社会奉仕活動推進校」を指定し、社会奉仕活動のプログラムについて調査研究を行うこととしている。

(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人特別選抜の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、大学公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供する。

さらに、再チャレンジ可能な社会を目指すため、大学・短期大学・高等専門学校における教育研究資源を活用しつつ、社会人の多様な学びなおしニーズに対応した優れた教育プログラムを開発・実施する取組に対して支援を行うことにより、再チャレンジに向けた良質な教育プログラムの普及を図り、柔軟で多様な社会の実現に向けた高等教育機会の充実を図る。

放送大学においては、衛星放送を含めテレビ・ラジオの放送を利用して大学教育の機会を提供する。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であ

り、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針に基づき、積極的に学校開放を促進していく。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き積極的に社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの活用を図り、地方公共団体による転用が促進されるよう、取組を支援していく。

ウ 多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設においては、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進する。

また、インターネットを活用した教育情報通信ネットワーク(エル・ネット)の活用により、多様な学習機会の提供を図るとともに、地域における学び・交流の場の拡大に努める。

(イ) 文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、以下の取組を通じて文化活動の活性化と定着化を図る。

- ① 地域の文化活動の振興を図るため、地域文化リーダーや地域の顔となる芸術文化団体の育成とシンポジウム等による発信・交流、大学と地域の交流・連携の促進事業を行う。
- ② 国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供をする。
- ③ 国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置や、バリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実などを行う。

(ウ) スポーツ活動の振興

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション祭の開催

等各種施設を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付金制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を引き続き支援する。

(2) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいつくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。また、国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」を平成20年10月に鹿児島県で開催する。さらに、20年度においては、近年、地域において社会参加意欲がありながら、情報やきっかけがないために実際には活動する場を得ることが困難な状況もあることから、高齢者が自らその能力を発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていく環境づくりとして、「元気高齢者支援対策事業」を創設したところである。

また、高齢者や団塊世代等が、これまで職業や学習を通じて培った経験をいかして、学校や地域社会で活躍できるよう、「教育サポーター」制度を、国が示す標準的なモデルを踏まえて試行的に導入する。

また、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、高齢者等の幅広い世代の地域住民の参画を得て、様々な体験・交流活動

等を推進する取組を総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）として全国の小学校区で実施する。

（イ）高齢者の海外支援活動の推進

海外技術協力の一環として、豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年を海外に派遣するシニア海外ボランティア事業等を独立行政法人国際協力機構を通じて引き続き推進する。

（ウ）高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送、解説放送等の充実を図る。このため、平成20年度から29年度までの字幕放送と解説放送の普及目標を定めた行政指針の実現に向けて、字幕番組、解説番組等の制作に対する助成を行うなどにより、各放送局の自主的な取組を促す。

イ NPO 等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備について、全国ボランティア活動振興センターが実施する全国ボランティアフェスティバルの開催やボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を引き続き支援する。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき、特定非営利活動法人の認証・監督などを引き続き行う。また、内閣府 NPO ホームページなどで、市民活動に関する情報の提供などを行う。

4 生活環境

（1）安定したゆとりある住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」（平成18年9月閣議決定）に掲げた目標（①良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、②良好な居住環境の形成、③多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、④住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保）を達成するため、必要な施策を着実に推進する。

ア 良質な住宅の供給促進

（ア）持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業等並びに勤労者財産形成持家融資を行うとともに、住宅ローン減税などの税制措置を講じている。

（イ）良質な民間賃貸住宅の供給促進のための支援制度の活用等

良質な民間賃貸住宅の供給促進のため、地域優良賃貸住宅制度により、民間の土地所有者等が供給する、高齢者の身体機能の低下に配慮した設備・仕様を備えた賃貸住宅に対して整備費の助成、地方公共団体による家賃減額の支援等を行うとともに、独立行政法人住宅金融支援機構において高齢者世帯向け賃貸住宅融資を実施する。

（ウ）公共賃貸住宅の適切な供給

平成20年度内において、老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建て替え・改善を推進する。

(工) 住宅市場の環境整備

引き続き、「住生活基本計画」に基づき既存住宅流通市場、住宅リフォーム市場等の環境整備を図る。

また、消費者が安心してリフォームや耐震改修ができるよう、平成21年までにはすべての市町村にリフォーム相談窓口が設置されるよう取組を進め、併せて各地域の関係団体等との連携による相談体制の充実を図る。

イ 多様な居住形態への対応

(ア) 持家における同居等のニーズへの対応

独立行政法人住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化ローンの対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施する。

(イ) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度に、専ら高齢者に賃貸する住宅についてより詳細な情報提供を行う制度として高齢者専用賃貸住宅制度を平成17年度に追加し高齢者に対する情報提供体制を整備するとともに、高齢者居住支援センターにおいて、登録された賃貸住宅（登録住宅）に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度を行うことにより、高齢者の居住の安定確保を図る。なお、当該家賃債務保証制度については、家賃債務に加え、原状回復や訴訟に要する費用についても保証の対象としており、これらにより、大家の不安を解消することによって、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する。

また、地方公共団体、NPO・社会福祉法人、

関係団体等が連携して、高齢者等に対する居住支援等を行うあんしん賃貸支援事業により、高齢者等の入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築を支援する。

(ウ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、老人世帯向公営住宅の供給を行うとともに、60歳以上の者の単身入居を認める。

都市機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優遇措置を行う。

(エ) 高齢者の高齢期に適した住宅への住み替え支援

高齢者の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替えを図るとともに、同制度を活用して住み替え先住宅を取得する費用について、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行う。

ウ 自立や介護に配慮した住宅の整備

(ア) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化施策を積極的に展開する。

また、高齢者居住法に基づき、高齢者向けのバリアフリー化された優良な賃貸住宅の供給の促進を図るとともに、高齢者自らが行う住宅のバリアフリーリフォームについて高齢者向け返

済特例制度による住宅金融支援機構融資等を実施する。

さらに、住宅のバリアフリー改修の促進を図るため、高齢者等が居住する住宅において一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税や固定資産税を軽減する特例措置を講じている。

住宅金融支援機構の証券化支援事業において、バリアフリー等の性能が特に高い住宅に金利の引下げを行う優良住宅取得支援制度を実施する。

(イ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市機構賃貸住宅においても、中層住宅の供給においてはエレベーター設置を標準とする。

(ウ) 住宅と福祉の施策の連携強化

市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施する。

また、多様化する住まいにおける高齢者の生活面・健康面での不安に対しより柔軟に対応できるように、地域の関係者が連携しつつ、高齢者の安心を確保するために行う体制づくりに対する支援を行う。

さらに、公営住宅等においてLSA（ライフサポートアドバイザー：生活援助員）等のサー

ビス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進するほか、大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等の併設を原則化し、生活拠点の形成を図る。

また、一定の要件を満たし都道府県知事に届け出た高齢者専用賃貸住宅を介護保険法の特定施設として取り扱い、さらに一定の人員基準等を満たした場合には特定施設入居者生活介護の指定を受けられることとして、連携を図る。

さらに、平成20年度より、急速に高齢化が進む都市部の大規模団地を含む地域において、建替等に伴い発生する敷地や団地内の空き施設を利用して、福祉施設等を誘致し、介護サービス拠点の整備を促進するとともに、高齢者向け賃貸住宅の供給を促進することにより、地域における高齢者の居住の安定を図る、安心住空間創出プロジェクトを実施する。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、バリアフリー環境整備促進事業を実施する。

商店街において大きな課題となっている空き店舗の解消・活用と、高齢化社会への対応を図るため、商店街の空き店舗を活用して、地域社会において高齢者交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置・運営する事業への支援を行う。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バ

リアフリー新法」という。)に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を推進する。

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおけるエレベーター、バリアフリー施設の整備については、補助や日本政策投資銀行等による低利融資による支援を行うとともに、鉄道駅におけるエレベーターの設置について、税制上の特例措置を講じる。

同様に、ノンステップバス、低床型路面電車等の車両の導入に対しては、補助及び日本政策投資銀行等による融資を行うほか、ノンステップバス、リフト付バス、低床型路面電車、移動等円滑化基準に適合する客席数60席以上の航空機の導入について、税制上の特例措置を講じる。

高齢歩行者等の安全を確保するため、①幅の広い歩道の整備、②歩道の段差解消・勾配等の改善、③上下移動の負担を軽減するためのスロープや立体横断施設へのエレベーターの設置、④歩行者用案内標識の設置、⑤歩行者等を優先する道路構造の整備、⑥自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑦生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、⑧バリアフリー対応型信号機の整備、⑨歩車分離式信号の運用、⑩携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供及び信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備、⑪信号灯器のLED（発光ダイオード）化を推進する。

また、「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして、路側帯の拡幅による歩行者通行環境の整備、車道の中央線抹消による車

両の走行速度の抑制対策等を実施する。

さらに、外周道路を幹線道路に囲まれている等のまとまりのある住区や中心市街地の街区などにおいて、一般車両の地区内への流入を制限して身近な道路を歩行者・自転車優先とし、併せて無電柱化や緑化等の環境整備を行って、交通安全の確保と生活環境の質の向上を図ろうとする「くらしのみちゾーン」を形成する。このため、平成20年1月までに登録した55地区に加え、更に意欲の高い地区を募集し、合意形成支援等ソフト面を含めた支援を実施する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要などころにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を推進する。

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、ゆとりある道路構造の確保や視環境の向上、疲労運転の防止等を図るため、生活道路における交通規制の見直し、付加車線「ゆずり車線」の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリアの整備等、道路交通環境の整備を推進する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等ソフト面での取組を推進する。

ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー新法に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、同法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）のうち一定のものの整備に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円

滑に移動等できる建築物の建築を促進する。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。また、既存施設について、自動ドア、エレベーター等の改修を積極的に実施する。

都市公園については、バリアフリー新法に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人々が快適に活動できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進する。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」と、平成20年度から創設される「都市公園バリアフリー化緊急支援事業」の活用によって、より一層の都市公園のバリアフリー化を推進する。

エ 福祉施策との連携

大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して社会福祉施設等を原則として併設するとともに、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行う。

農山漁村においては、ほ場整備等による福祉施設の用地の創出と農園等との整備を一体的に行う。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合は引き続き4割を超えており、今後、本格的な高齢社会が到来することなどを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課

題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成18年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第8次交通安全基本計画」（計画期間：18～22年度）に基づき、①人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育（世代間交流事業等）、③シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）を対象とした交通安全教育、④高齢運転者対策等の交通安全対策を推進する。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進する。

また、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行う。

高齢者の被害が多いいわゆるオレオレ詐欺や還付金等詐欺をはじめとする振り込め詐欺・恐喝については、あらゆる法令を活用して、その取締りを強化するとともに、被害実態に応じたきめ細やかな広報や、関係機関・団体と連携した被害拡大防止活動に努める。

地域の見守り力を高める動きを支援するため、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法、事故情報、防犯・防災情報を含む見守りに必要な情報を、日頃から高齢者等に接している周りの人々等へ迅速に届けるために、引き続き、メールマガジン「見守り新鮮情報」を発行する。

また、消費者問題に対する啓発と対処策の学習を促進するために、引き続き、高齢者や民生委員やヘルパーなど的高齢者等の周りの人々向けに「消費者問題出前講座」を全国各地の公民館等で実施する。

この他、悪質商法による被害を防止するため、啓発リーフレットの発行、高齢者のアクセシビリティを確保したホームページによる情報提供等を実施する。

また、平成18年4月1日から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」の施行に当たり、養介護施設等の従事者による虐待及び養介護者による虐待の状況については、19年度に引き続き必要な調査・研究等を実施することにより、各都道府県・市町村における対応状況の把握に努めつつ、高齢者に対する虐待の防止等の取組が推進されるよう必要な支援を行っていく。

なお、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談窓口の業務を円滑に行うことができるよう、各市町村に設置された「地域包括支援センター」の職員に対する研修については、引き続き実施することとしている。

常設の人権相談所等において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として事実関係を調査し、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な措置を講じるなどして、人権尊重思想の普及高揚に努める。平成20年度においても、高齢者施設等の社会福祉施設において入所者及び家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして人権相談の取組を強化す

る予定である。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の重点的な整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。また、高齢者等災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進する。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、一部改正 平成17年法律第37号）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報等又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを進める。また、土砂災害防止基本指針に基づき災害時要援護者の避難支援体制の強化を図るとともに、平成19年に、「土砂災害警戒避難ガイドライン（国土交通省砂防部）」を都道府県に通知したところであり、ガイドラインに基づき、市町村の警戒避難体制の整備が円滑に行えるように技術的支援を行っていく。

高齢者を中心に増加する住宅火災による死者数の大幅な低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点項目として、地域が一体となって高齢者等の災害時要援護者に対し、住宅用火災警報器等の早期設置や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進する。

災害時要援護者の避難支援ガイドラインの周

知徹底を図るとともに、全国キャラバンの展開等を通じて、避難支援プラン全体計画の策定など、市町村を中心とした避難支援体制の整備に向けた取組の促進を図る。

また、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保する等の観点から、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」の普及を図り、防災力の強化を図る。

そのほか、山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施する。

(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行う。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

(ア) 高齢者の能力発揮のための条件整備

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)を踏まえ、意欲のある高齢農業者が、その知識と技能をいかしつつ、生きがいをもって活動できるよう、高齢農業者による労働力補完等の担い手への支援や集落営農への参画を促進する。また、都市住民との交流及び農地や農業用水など地域資源の保全管理等を促進するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施する。

加えて、「森林・林業基本法」(昭和36年法律第161号)に基づき、新たに策定された「森林・林業基本計画」(平成18年9月閣議決定)を踏まえ、高齢林業者の技術の伝承、豊かな社会経験に基づく知恵の活用に向けた支援を行うこと等により、高齢者の活動を促進する。

(イ) 新たな担い手の定着及び育成確保の推進

地域の次代を担う若年層の定着化を図るため、地域の基幹産業の振興、多様な就業機会の確保に取り組む。

また、新たな担い手の育成確保を図るため、啓発活動、就業相談、研修等を実施するとともに、農業・林業・水産業に新たに就業する際の準備資金や研修資金の貸付けを行う。

(ウ) 生活環境の整備の推進

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、農業協同組合や組合員組織が行う介護等の高齢者福祉活動が活発に行われるためのリーダー等の育成等の支援などを行う。

さらに、高齢者による農作業中の事故が多くなっている実態を踏まえ、高齢者が安全に作業できるよう、事故実態の詳細な調査・分析、安全意識の啓発等を行う。

そのほか、漁村の生活環境、交流、情報通信等の社会基盤を地域特性に応じて整備する。

5 調査研究等の推進

(1) 各種の調査研究等の推進

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者は認知症、悪性新生物(がん)等の様々な疾患にかかりやすい。従って高齢者の介護予防や健康保持等に向けた取組を一層推進するため、要介護状態になる原因として重要な認知症、運動器疾患等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を行う。

また、がんについては、平成19年4月に施行された「がん対策基本法」(平成18年法律第98号)に基づき、19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、がん患者を含めた国民が、進行・再発といった様々ながんの病態に応じて、安心・納得できるがん医療を受けられるよう、「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」が全体目標として設定されている。がん対策に資する研究については、この全体目標を実現するために、難治がんに関する研究や長期的な療養の状況把握も含む患者のQOL(生活の質)の向上に資する研究など、臨床的に重要性の高い研究やがん医療の均てん化等行政的に必要性の高い研究を実施していく。

医薬品、医療機器の研究開発を推進し国民へ迅速に提供するために、平成19年度より開始した「革新的な医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」及び「新たな治験活性化5か年計画」に基づく各種施策を、関係者との連携を密にしながらか引き続き推進する。

また、複雑な生命機能の解明、画期的な創薬の実現につながる成果等が期待されるゲノム

ネットワーク研究等の研究事業を引き続き推進する。

また、高血圧、糖尿病、がん、認知症等の疾患を対象として、個人個人に最適な予防・治療を可能とする医療(テーラーメイド医療)の実現に向けた研究を引き続き推進する。例えば、薬剤に対する反応についてゲノムレベルでの個人差を明らかにすることで、最適な処方を行うことを可能とし、患者にとってより安全・安心な医療技術の提供が期待できる。

さらに、自己修復能力を利用した骨再生、重傷心不全に対する再生医療の実現などに向けた研究を拡充して推進する。再生医療分野において今後大きなインパクトを与える可能性を有している幹細胞研究分野等については、若手を育成する研究を継続して推進する。

これに加え、生物を構成するタンパク質などの様々な分子の挙動を生きた状態のまま画像としてとらえることで、創薬プロセスの短縮・コスト縮減、アルツハイマー病・がんなどの疾患の早期診断の実現を目指す分子イメージング研究を引き続き推進する。

イ 福祉用具等の研究開発

福祉用具及び医療機器については、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な福祉用具・医療機器の民間による開発の支援等を行う。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行う。また、高齢者等を含めた誰もがICTを容易に利用できる

る環境の整備を推進するための調査研究を実施する。

高齢者を始め、人にやさしいサービス（生活支援やライフケア等）を実現するためのユビキタスネットワーク技術の研究開発を推進する。

また、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通じ視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム（DSSS）等、高齢者等の安全快適な移動に資するITS（高度道路交通システム）の研究開発を推進する。

そのほか、最先端の情報通信技術（IT）を活用して、高齢者等の歩行安全を確保するため、携帯端末を用いた情報提供、移動支援に関する研究開発等を推進する。

高齢化社会が進展する中で、年齢を重ねてもいきいきと健康に生活し続けることへのニーズにこたえるため、生活者個人の身体特性データを計測・蓄積し、加齢に伴う身体機能の変化等について科学的根拠に基づき測定した基礎データを整備・分析することにより、個人の健康性向上や快適性向上を実現する取組を支援する。

（２）調査研究等の基盤の整備

ア 研究推進体制等の整備

大学等においては、老化等の長寿関連の研究を行うほか、科学研究費補助金により大学等の研究者に対し研究費を助成し、学術研究を推進する。

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、高齢者の使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、関係機関と連携を図り、福祉分野におけるJIS等の国家標準の整備を図る。また、企業等における製品設計などの際に考慮すべき、安全・安心に係る動態、感覚等の基本人間特性に関わるデータについて、充実・更新を行うとともに、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、収集等に必要な計測手法の標準化を行う。

イ 人材の養成等

また、医療機関・教育機関等の臨床研修を支える基盤の整備を主に人材育成の観点から効率的に行う研究事業を行う。

創造性豊かな優れた若手研究者の養成・確保に向けて、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度、海外特別研究員制度等を推進する。